

2016年9月21日

加盟・準加盟団体のみなさま

一般社団法人 日本難病・疾病団体協議会（JPA）
代表理事 森 幸子

2016年度国会請願署名・募金運動の取組みについて(お願い)

来年（2017年）の通常国会への提出にむけて、国会請願署名用紙等を別便にてお届けいたしました。署名用紙は、各団体からのご希望に沿って、滋賀なんれん作業所から21日までに順次発送を完了いたします。連休をはさんで、遅くとも26日の週の前半には各加盟団体に届く予定です。

各加盟団体にてご検討のうえ、下記のとおり、国会請願署名・募金運動に取り組んでいただきたくお願い申し上げます。

なお、JPA事務局ニュースでも速報でお伝えいたしましたが、今年（2016年）5月に行った国会請願の結果は、久々に衆参両院での採択となりました。

難病法の基本方針を早期に推進し、総合的な難病対策を実現するための重要な時期です。各加盟団体、準加盟団体でも、よくご検討のうえ、署名および募金についてよろしくご協力くださいますようお願いいたします。

記

1 全国いっせい街頭署名月間・街頭署名行動について

実施日：署名運動にはずみをつけるために、例年どおり10月を全国いっせい街頭署名月間とします。東京行動は今年は10月15日（土）に行います。

街頭署名行動を通して難病・慢性疾患をもつ患者と家族について理解を深めてもらうための、全国いっせい行動をよびかけます。

すでに9月中に行われる行事で署名行動をはじめめる地域もあります。

各地域や団体の予定に応じて臨機応変に多彩な取り組みをお願いします。

各加盟組織においても、取組み方法等をご理解のうえ署名および募金協力を呼びかけてくださいますようお願いいたします。

街頭署名終了後は、簡単に内容を事務局までご報告ください。

2 署名用紙および募金について

署名捺印時の留意点、各事務局にて回収・送付いただく際のお願い等を別紙（保存版）にまとめました。この内容をご参考いただきながら、署名・募金へ取組みいただけますようお願いいたします。

- ◎ 請願課のチェックが厳しくなっており、紹介議員を通じて事務局に苦情が寄せられています。とくに多いのは同一筆跡による複数人の署名、コピーを提出した場合（用紙のコピーは問題ありません）は無効となります。また家族以外の電話での聞き取り同意による代筆などは、好意であっても認められません。各団体で集約した際にも十分チェックをしたうえで、とりまとめをお願いいたします。